

公立大学法人大阪年俸制フルタイム有期雇用教職員給与規程

制 定 令和 7. 9. 19 規程 273

最近改正 令和 8. 3. 30 規程 89

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人大阪有期雇用教職員就業規則（以下「有期雇用教職員就業規則」という。）第 45 条の規定に基づき、同条第 6 号に掲げる年俸制フルタイム有期雇用教職員（以下「年俸制フルタイム有期雇用教職員」という。）の給与に関する事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第 2 条 年俸制フルタイム有期雇用教職員の給与は、年俸、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、管理職員深夜勤務手当及び共同研究等貢献手当とする。

第 2 章 年俸の決定

(年俸の決定)

第 3 条 年俸制フルタイム有期雇用教職員の年俸の額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、その者の従事する職務の内容、経歴等を考慮し、理事長が特に必要と認める場合については、理事長が年俸の額を決定することができる。

(年俸の計算期間)

第 4 条 年俸の計算期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

(年俸の改定)

第 5 条 共創コーディネーターの年俸の額は、毎年 4 月 1 日に、その者の年俸の計算期間における業績評価結果に応じて、次の各号に掲げる額のいずれかとすることができる。

- (1) 10,000,000 円
- (2) 11,000,000 円
- (3) 12,000,000 円

2 前項に定めるもののほか、第 3 条に定める年俸の額は、毎年 4 月 1 日に、その者の年俸の計算期間における業績評価結果に基づき改定することがある。

(年俸の情勢改定)

第 6 条 前条に定めるほか、理事長が必要であると認める場合については、本法人の業務の実績及び社会一般の情勢を考慮し、年俸を改定することができる。

第 3 章 年俸の支給方法等

(年俸の支給方法等)

第7条 年俸の支給方法、休職者の年俸、手当及び給与の支払日等については、公立大学法人大阪特別招へい教員給与規程第3章から第6章までの規定を準用する。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

附 則（令和8.3.30 規程89）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表

区分		年俸額（円）
共創マネージャー		12,000,000円以上で個別に定める
共創コーディネーター		10,000,000円
特任教員	特任教授（A）	11,208,000円
	特任教授（B）	11,064,000円
	特任教授（C）	10,560,000円
	特任教授（D）	9,852,000円
	特任教授（E）	9,180,000円
	特任准教授（A）	9,564,000円
	特任准教授（B）	9,492,000円
	特任准教授（C）	9,096,000円
	特任准教授（D）	8,508,000円
	特任准教授（E）	7,644,000円
	特任講師（A）	9,144,000円
	特任講師（B）	9,048,000円
	特任講師（C）	8,628,000円
	特任講師（D）	8,124,000円
	特任講師（E）	7,428,000円
	特任助教（A）	7,644,000円
	特任助教（B）	7,512,000円
	特任助教（C）	7,104,000円
特任研究員	特任研究員（S）	個別に定める
	特任研究員（A）	9,457,200円
	特任研究員（B）	7,359,600円
	特任研究員（C）	6,310,800円

	特任研究員（D）	5, 511, 600 円
	特任研究員（E）	5, 262, 000 円